

一 会員情報の収集・利用・提供の同意に関する規定 一

第 1 条（カード取引にかかる会員情報の取扱い）

- 1.トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」といい、トヨタ自動車株式会社と当社を併せて「両社」という）は、カードの入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した入会申込者（法人・団体・個人事業者、カード使用者、連帯保証申込者。以下同じ）および会員（以下両者を「会員等」という）に関する情報を、カード取引を通じて会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。
- 2.両社および当社から会員情報の提供を受ける各企業は、会員等の意に反する会員情報の取扱防止と会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく会員情報を厳重に管理するものとします。
- 3.会員等は、自己の会員情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。

第 2 条（与信等にかかる収集・利用、預託）

- 1.当社は、本契約（本申込を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断、与信後の管理および本人特定ならびにカードサービス提供業務のため、以下の情報（以下これらを総称して「会員情報」という）を保護措置を講じた上で収集・利用します。
- ①属性情報
会員等が所定の申込書に記載する等により申告した会員等の氏名（商号）、生年月日（設立年月日）、年齢、性別、住所（所在地）、電話番号、事業概要、家族構成、住居状況、年収状況等（本契約締結後に会員等から通知を受ける等により、当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ）
 - ②契約情報
カードの区分、申込日、入会日、入会店舗、会員番号、保有カードの状況、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に関する情報
 - ③取引情報
カードの利用件数、利用金額、購入商品・利用サービスの種類区分、利用加盟店の業種区分等のカード利用の概況に関する情報
 - ④支払情報
本契約に関する会員の利用残高、月々の返済状況
 - ⑤支払能力情報
会員等の支払能力を調査するために必要な情報で、会員等が申告した会員等の資産・負債・収入・支出ならびに当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、またこれらの情報を電話等により記録した情報
 - ⑥本人特定事項確認情報
犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、会員等および取引担当者の運転免許証、パスポート、住民票等によって本人特定事項の確認を行う際に収集した情報
- 2.前項の収集・利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、会員情報の保護措置を講じた上で会員等の会員情報を預託します。

第 3 条（ポイントプラスおよび各種サービス実施にかかる利用）

- 両社は、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情報を利用します。
- ①ドライビングサポート、ファイナンスサポート、ライフスタイルサポートの提案、トヨタの事業および当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付等の方法によりご案内すること、ポイントプラスサービスを円滑に実施すること、自動車とその関連商品・住宅・船舶および金融商品に関するアンケートの実施、ならびにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施するため。
 - ②トヨタの事業ならびに当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため。
 - ③提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため。
- ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等に記載し、お知らせしております。
- トヨタファイナンス <https://www.toyota-finance.co.jp/>

第 4 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供）

- 1.会員等は、下記の事項に同意します。
- ①当社は、会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、性別、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）およびこれと提携する信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に提供し、会員等に関する信用情報（第3項（1）に定める情報をいう。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。
 - ②当社は、上記①の照会により、これら信用情報機関に会員等および当該会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。
- （注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という）に提供することを業とするものをいいます。
- 2.信用情報機関への信用情報の提供に関する同意
- 会員等は、下記の事項に同意します。
- ①当社は、会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、第3項に記載のとおり利用されます。

当社が提供する信用情報	登録期間
本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報および申込みの事実）	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実（本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了後5年間

- ②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。
 - 株式会社シー・アイ・シー
会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、性別、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号等）。
 - 申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数等）。
 - 支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等）。
3. 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意
- 会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。
- （1）信用情報機関が保有する信用情報
当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。
 - ①第2項①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
 - ②信用情報機関が収集した①以外の情報
 - ③信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
 - （2）信用情報機関による信用情報の利用
当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
 - ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
 - ②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
 - （3）信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供
当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（（1）①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（（1）①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。
4. 当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関
- （1）当社が加盟する信用情報機関の名称等
当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含む）により通知し、同意を得るものとします。

- ①株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先:0570-666-414

ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp/

※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイドンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2)提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

- ①全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先:03-3214-5020

ホームページアドレス:https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- ②株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先:0570-055-955

ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp/

※㈱日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第5条(提携企業への提供・利用)

- 1.当社は、会員情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、当社と会員情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先(以下「情報提供先」という)に提供します。

[提供先] 販売店等への帰属に関する特約に定めるところにより法人会員が帰属する自動車販売会社等

[提供内容] 属性情報、契約情報および取引情報

[目的] ポイントプラスをはじめとする会員への特典・サービスを円滑に実施すること、当該販売店等の事業において取り扱う商品・サービス等あるいは各種イベント・キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付等の方法によりご案内すること等の市場調査、商品開発、営業活動

- 2.上記の会員情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、上記の提供先における会員情報の利用期間については、各社にお問い合わせ下さい。

- 3.本規定の有効期間中に第1項の提供・利用先が新たに追加された場合には、会員等に別途書面により通知し、同意を得るものとします。

第5条の2(カード使用者に関する情報の提供・利用)

カードの入会申込をする法人・団体・個人事業者(以下総称して「法人会員」という)は、カード使用者へのカードの貸与を申し込むにあたり、以下の内容の情報が、以下の目的で、両社と法人会員との間で相互に提供・利用されることについて、カード使用者本人からあらかじめ適正な同意を取得していることを確認します。

[提供内容] カード使用者の属性情報、契約情報および取引情報

[目的] カード使用者に対するカードの貸与にかかる手続きおよび判断、貸与後の管理、カードサービス提供業務

第6条(会員情報の開示・訂正・削除)

- 1.会員等は、両社および第4条で記載する個人信用情報機関ならびに第5条および第5条の2で記載する情報提供先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。

- ①両社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口に連絡して下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページでお知らせしております。

(URL)https://www.toyota-finance.co.jp/

- ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。

- ③情報提供先に対して開示を求める場合には、第5条および第5条の2に記載の各情報提供先に連絡して下さい。

- 2.前項の場合、会員等は本人であることを証明するための書類(印鑑登録証明、自動車運転免許証、パスポート等)を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料を負担します。

- 3.開示請求により、万一会員情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条(本規定に不同意の場合)

- 1.当社は、会員等がカード入会契約に必要な記載事項(申込書に会員等が記載すべき事項)を記載できない場合および本規定の内容を承認できない場合、カード入会契約をお断りすることがあります。ただし、本規定第3条および第5条に同意しないことを理由に当社がカード入会契約をお断りすることはありません。

- 2.会員等が、第3条および第5条に同意しない場合、当社は第3条および第5条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。ただし、ご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

- 3.前項に該当する場合、第3条および第5条に記載した利用目的に関連して会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員等は予め了承します。

第8条(会員情報の提供・利用の中止の申出)

本規定第3条および第5条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく当社での利用および第5条に基づく当社から情報提供先への提供を中止する措置をとります。ただし、ご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

第9条(会員情報に関するお問い合わせ先)

宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への会員情報の提供中止および会員情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員等の会員情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者(コンプライアンス担当役員)を設置しています。

[対応部署] お客様相談窓口

[住所等] 〒451-6014

名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー

[東京] TEL03-5617-2533

[名古屋] TEL052-239-2533

第10条(カード入会契約の不成立、退会等の場合)

- 1.カード入会契約が不成立の場合は、第2条及び第4条第2項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

- 2.退会等により会員でなくなった場合、第2条及び第4条第2項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第11条(本規定の変更)

- 1.本規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

- 2.本規定のうち、取り扱う会員情報の内容、会員情報の収集・利用の目的、情報提供先への提供・利用について変更が生じた場合は、会員等に通知し、同意を得るものとします。

- 3.前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ会員等に通知するものとします。